

# 新潟県保険医会 FAXニュース 第95号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

## (1) 10月以降の新型コロナに係る診療報酬上の臨時的取扱い

10月以降、新型コロナ特例の点数が一部引下げ・終了となる旨が下記事務連絡で示されました。

変更があった取扱いのうち、医科診療所に関するものを抜粋してお知らせします。

「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年9月15日厚労省事務連絡)

### 【外来診療】 感染対策に係る特例は引下げ/陽性者への療養指導特例は終了

概要	2023年9月30日で終了	2023年10月1日～
新型コロナ患者(疑い含む)に対し、感染予防策を講じた上で外来診療を実施	①院内トリアージ実施料(特例) 300点 (受入患者を限定しない外来対応医療機関である旨を公表した医療機関)	①特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降) 147点 (受入れ患者を限定しない外来対応医療機関である旨を公表した医療機関) ・診療所、100床以上病院でも算定可能 診療行為コード:113046250
	②特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例) 147点 (上記以外の医療機関)	②夜間・早朝等加算(特例)(10月以降) 50点 (上記以外の医療機関) ・コロナ特例でない夜間・早朝加算と併算定可能 診療行為コード:113046650
新型コロナ患者に療養指導を実施	③特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例) 147点	終了

①、②とも、小児科外来診療料等、初再診料が包括される医学管理料の算定時であっても要件を満たせば算定可。

### 【入院調整に係る特例】 950点→100点に引下げ

概要	2023年9月30日で終了	2023年10月1日～
新型コロナ患者の入院調整を行い、入院先に診療情報を示す文書を添えて紹介し、診療情報提供料(I)を算定	救急医療管理加算1(入院調整)(特例) 950点	療養情報提供加算(特例)(10月以降) 100点 診療行為コード:113046350

小児科外来診療料等、診療情報提供料(I)が包括される管理料の算定時であっても要件を満たせば算定可。

### 【在宅医療等に係る特例】 下記の特例は引下げ

概要	2023年9月30日で終了	2023年10月1日～
新型コロナ患者(疑い含む)に対し、必要な感染予防策を講じた上で往診等を実施	①院内トリアージ実施料(特例) 300点	①看護配置加算(1日につき)(特例)(10月以降) 50点 診療行為コード:113046750
新型コロナ患者に対し、コロナに関連した往診又は訪問診療を実施	②救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例) 950点	②院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降) 300点 診療行為コード:180070850

## 【特別養護老人ホーム等入所者(以下入所者)※1への特例】 下記の特例は引下げ

概要	2023年9月30日で終了	2023年10月1日～
入所者がコロナに感染し、コロナに関連した往診を緊急に求められ、速やかに往診が必要と判断し往診を実施	①救急医療管理加算1 (施設内療養・緊急の往診等) (特例) 2850点	①救急医療管理加算1 (施設内療養・緊急の往診等)(特例) 950点 ・名称やコードの変更なし・点数のみ引下げ 診療行為コード:180070150
上記①の場合に、往診ではなく、看護職員と共に入所者に対しオンライン診療を実施	②救急医療管理加算1 (オンライン)(特例) 950点	②院内トリアージ実施料 (オンライン)(特例)(10月以降) 300点 診療行為コード:180070950
入所者がコロナ感染した場合、配置医師等(※2)が感染予防策を講じた上で往診等を実施	③院内トリアージ実施料(特例) 300点	③看護配置加算(1日につき)(特例)(10月以降) 50点 診療行為コード:113046750

※1 特別養護老人ホーム等入所者…介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設(老健)、介護医療院の入所者を指す。

※2 配置医師等…介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の配置医師、又は介護老人保健施設・介護医療院の併設保険医療機関の医師を指す。

### コロナ特例の名称について

コロナ特例は、「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)」のように、従前から存在する点数・名称を準用する形式がとられています。名称が同じであっても、医学管理の「B000 特定疾患療養管理料」とは全く異なる性格を持つ点数であり、算定要件や電子レセプトにおける診療行為コードも異なります。

10月以降についても「夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)」等、元々ある点数・名称を準用した特例点数が作られました。同じ名称であっても、「(元々の点数と)異なる算定要件を持つ点数」であることにご注意ください。

## (2) 10月からの新型コロナ治療薬公費 一部自己負担が発生

※入院に係る公費は省略

下記事務連絡により、10月よりコロナ治療薬に係る公費等の取扱いが縮小され、コロナ治療薬に係る医療費について、自己負担割合(1～3割)に応じた上限額を設け負担を求めることになりました。

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について  
(令和5年9月15日厚労省事務連絡)

【支援対象】 コロナ治療薬に係る自己負担額の上限は、1回の治療当たり、医療保険の自己負担割合が  
1割の患者 3,000円 / 2割の患者 6,000円 / 3割の患者 9,000円 までとなる。

※コロナ治療薬(ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド)の患者自己負担額のみが対象となる。これ以外の薬剤(解熱鎮痛剤等)は対象外。

※処方する際の手技料等は対象外。処方料、調剤料、処方箋料なども公費支援の対象とはならない。

【期間】 2023年10月1日～2024年3月31日

【公費番号】 公費負担者番号：(県内共通)28150803 / 公費負担受給者番号：9999996

※上記番号は変更なしの予定ですが、今後変更の通知が出された場合はお知らせします。

### 【請求方法等】

- ・コロナ治療薬を院内処方する場合…上記の公費負担者番号、公費負担受給者番号を記載し、医療保険の窓口負担割合(1割の患者 3,000円 / 2割の患者 6,000円 / 3割の患者 9,000円)に応じた上限額までコロナ治療薬(薬剤料)の自己負担分を徴収する。(上限額を超えたコロナ治療薬の自己負担額は公費負担となる)。コロナ治療薬以外の自己負担分については通常通り徴収する。
- ・コロナ治療薬を院外処方する場合…処方箋にコロナ治療薬に係る公費負担者番号等をできる限り記載する(コロナ治療薬に係る請求は調剤薬局が行うため、医療機関のレセプトでは公費は使用しない)。